



5 調監発第 3640005 号

令和 6 年 3 月 2 9 日

調布市教育委員会

教育長 大和田 正 治 様

調布市監査委員 岩 倉 哲 二

調布市監査委員 小 山 敦

調布市監査委員 鈴 木 宗 貴

(公印省略)

令和 5 年度随時監査（学校監査）の結果について

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項及び第 5 項の規定により実施した随時監査の結果について、同条第 9 項の規定により別紙のとおり提出します。

監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知願います。

## 令和5年度随時監査（学校監査）結果報告書

### 第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定による随時監査

### 第2 監査の対象

市立小中学校（9校）及び教育委員会事務局

#### (1) 小学校（6校）

調布市立第三小学校

調布市立杉森小学校

調布市立飛田給小学校

調布市立柏野小学校

調布市立国領小学校

調布市立布田小学校

#### (2) 中学校（3校）

調布市立第六中学校

調布市立第七中学校

調布市立第八中学校

#### (3) 教育委員会事務局

教育部教育総務課，学務課及び指導室

### 第3 監査の実施期間

令和5年12月13日（水）から令和6年3月22日（金）まで

### 第4 監査の範囲

所管に係る令和4年度及び令和5年度に執行された財務その他の事務

### 第5 監査の着眼点及び実施内容

調布市監査基準に基づき，市立小中学校が所管する財務に関する事務その他の事務が法令に適合し，正確で，最少の経費で最大の効果を上げるようにし，その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として，調査票，関係諸帳簿及び関係書類の照合，現地調査，関係職員からの事情聴取等，通常実施すべき監査手続を実施した。

### 第6 監査の結果

対象の事務は，上記のとおり監査した限りにおいて，法令に適合し正確に行われ，最少の経費で最大の効果を挙げ，組織及び運営の合理化に努めているものと概ね認められたが，一部に次のとおり留意を要する事項が見受けられたので，早急に改善措置を講じられたい。

#### (1) 公印の管理状況について

調布市教育委員会公印規程に定める公印以外の印を公用に用いているものが見受けられた（第六中学校）。

**調布市教育委員会公印規程に基づき，適正な公印管理に努められたい。**

#### (2) 理科室における薬品の管理状況について

医薬用外毒物劇物危害防止規定の記載内容に不備があるもの，同防止規定に基づく薬品管

理簿及び自己点検表が作成されていないもの、自己点検表による管理責任者の点検が行われていないもの、薬品管理簿による在庫管理が適切に行われていないもの等が見受けられた(第三小学校, 杉森小学校, 飛田給小学校, 国領小学校, 布田小学校, 第六中学校, 第七中学校(はしうち教室を含む。), 第八中学校)。

**医薬用外毒物劇物危害防止規定等に基づき, 適正な薬品管理に努められたい。**

(3) 現金等の管理状況について

ア 校長交際費

調布市立小・中学校長交際費事務取扱要領に規定する額を超えて現金を保管しているものが見受けられた(杉森小学校)。

イ 補助金等

現金出納簿を備えていないもの, 現金出納簿の記載内容に不備があるもの, 証拠書類に不備があるもの等が見受けられた(第三小学校, 飛田給小学校, 第六中学校, 第七中学校)。

ウ 郵券及びタクシーチケット

受払簿を備えていないもの, 受払簿の記載内容に不備があるもの等が見受けられた(杉森小学校, 飛田給小学校, 布田小学校, 第六中学校)。

**要領, 各補助金等交付要綱及び公金等取扱基本マニュアルに基づき, 適正な事務処理に努められたい。**

(4) 学校徴収金について

次に掲げる不適切な事例が見受けられた。

ア 教材費に係る学校徴収金基本計画について, 算出根拠の記載に誤りがあるもの(第三小学校)

イ 出納簿の確認及びその記載内容が不適切であるもの(第三小学校, 第六中学校, 第八中学校)

ウ 学校徴収金事務処理の手引に基づく収入承認書等について, これを作成していないもの, 記載内容が不適切であるもの(杉森小学校, 飛田給小学校, 第六中学校)

エ 証拠書類である納品書と請求書の内容を照合せず誤った金額のまま支払を行っていたもの, 納品書の添付がないもの(第三小学校, 第八中学校)

オ 移動教室に係る経費の返金に著しく期間を要しているもの(布田小学校)

カ 教材費の請求から支払まで著しく期間を要しているもの(布田小学校, 第六中学校, 第八中学校)

キ 未納者対応の記録が不適切であるもの(飛田給小学校, 国領小学校, 第七中学校)

ク 会計報告について, その記載内容が不適切であるもの, 報告に至るまで著しく期間を要しているもの(第三小学校, 飛田給小学校, 布田小学校)

ケ 決算終了後, 速やかに行うこととされている監査の実施期日が著しく遅延しているもの(飛田給小学校)

コ 校長の異動に伴う事務引継において要綱に基づく手続が行われていないもの(飛田給小学校)

サ 教材費の立替払が行われていたもの(杉森小学校)

調布市立学校学校徴収金事務取扱要綱等に基づき、適正な事務処理に努められたい。

(5) 学校に対する指導等について

ア 公印の管理に関する事項（教育総務課）

次に掲げる事例が見受けられた。

(ア) 調布市教育委員会公印規程に定める公印以外の印を公用に用いているもの（第六中学校）

(イ) 学校長が管守する公印の印影が調布市教育委員会公印規程に定めるひな型と相違しているもの（柏野小学校及び第八中学校）

調布市教育委員会公印規程に基づき、適正な対応及び事務処理の指導に努められたい。

イ 学校施設の管理に関する事項

(ア) 理科室における薬品の管理状況（教育総務課及び指導室）

上記のとおり、多数の学校において適正な薬品管理が行われていない状況が見受けられた。

医薬用外毒物劇物危害防止規定で例示している薬品管理簿及び自己点検表に基づく管理を徹底するよう指導されたい。

(イ) 校舎の避難器具（救助袋）の管理状況（教育総務課）

学校に対する救助袋の操作説明等の指導が行き届いていないと思われる状況が見受けられた。

校舎の避難器具（救助袋）の耐用年数を考慮し老朽化したものは計画的に交換するとともに、令和6年度以降も講習会等を通じ、緊急時に学校教職員等が救助袋の操作方法を理解し設置できるよう、適切な管理及び指導に努められたい。

第7 監査の結果に基づく要望

令和3年度から実施した随時監査（学校監査）において、対象校は異なるものの、上記のような留意を要する事項が誠に遺憾ながら毎回のように指摘となっている。教育委員会事務局は、これらの事項が再び指摘されることのないよう、全ての小学校及び中学校に対し適正な指導に努められたい。